



2022年2月10日

各 位

会 社 名 Chatwork 株式会社  
代 表 者 名 代表取締役兼社長 山本 正喜  
執 行 役 員 C E O  
(コード番号：4448 東証マザーズ)  
問い合わせ先 取締役兼執行役員 CFO 井上 直樹  
ir@chatwork.com

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更を行う提案を、2022年3月25日開催予定の第18期定時株主総会の議案として付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業領域の拡大または事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）において、事業の目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。
1.～13. (省略)	1.～13. (現行どおり)
(新設)	14. <u>電気通信事業法に定める電気通信事業</u>
(新設)	15. <u>インターネットに接続したストレージサーバ、ウェブサーバ、メールサーバその他の電気通信設備及びこれらに周辺機器を顧客に利用させる業務</u>
(新設)	16. <u>福利厚生サービス業</u>
(新設)	17. <u>インターネットを活用した情報提供サービス業</u>
(新設)	18. <u>不動産の売買・交換・賃貸及びその仲介並びに所有・管理及び利用</u>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>14. (省略)</p>	<p>19. <u>マーケティングに関する事業</u></p> <p>20. <u>有料職業紹介業</u></p> <p>21. <u>市場調査、市場分析、広告調査等のリサーチ業</u></p> <p>22. <u>損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務及び生命保険契約の締結の媒介</u></p> <p>23. <u>(現行どおり)</u></p>
<p><u>(株主総会書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 17 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供)</u></p> <p>第 17 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p>第 1 条 <u>変更前定款第 17 条の規定の削除および変更後定款第 17 条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条はなお効力を生ずる。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前条の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022年3月25日(金)
定款変更の効力発生予定日	2022年3月25日(金)

以 上